

訪問看護ステーション笑顔いちばん運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社笑顔いちばんが開設する訪問看護ステーション笑顔いちばん(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション笑顔いちばん
- ② 所在地 各務原市那加雄飛ヶ丘町 18 番地 45

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(看護師)

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員 常勤換算 2.5名以上(看護師又は准看護師)

理学療法士 必要に応じて雇用

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、利用者及び家族に説明する。看護師・准看護師は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

理学療法士は在宅におけるリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～土曜日(日曜日、12月30日～1月3日、8月13日～15日を除く)
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。介護保険法に基づく訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とする。ただし、介護保険支給限度額を超えての利用料は、10割負担となる。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり30円

3 死後の処置料は、10,000円とする。

4 当日のキャンセルは800円とする。(利用者の急変など、緊急やむを得ない場合は不要)

5 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、各務原市、岐阜市東部(国道156号線より東の地域)、岐南町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(相談・苦情対応)

第10条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社笑顔いちばんとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附 則 この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年7月1日から施行する。